
令和7年度第2回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和7年度第2回(通算50回) 北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和7年10月16日(木) 午後6時30分～午後8時25分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

- 1 開会
- 2 第7期北区子ども・子育て会議委員紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - (1) 令和8年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
 - (2) 北区子ども・子育て支援総合計画2024の令和6年度実績について
 - ① 次世代育成支援行動計画 令和6年度実績
 - ② 子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績
 - ③ 子どもの未来応援プラン(子どもの貧困に関する指標) 令和6年度実績
 - (3) 子どもセンター及びティーンズセンターのあり方検討結果について
 - (4) 北区赤羽児童館への指定管理者制度導入について
 - (5) 区立桐ヶ丘南保育園の閉園について
- 5 その他
- 6 閉会

[出席者] 石黒万里子 会長 平野 順子 副会長 柴崎 湊斗 委員
末延 瞳 委員 鈴村 智子 委員 我妻 澄江 委員
漆原 浩子 委員 田邊 茂 委員 長谷川伸城 委員
室 弘志 委員 久慈 良智 委員 古池 雪恵 委員
齋藤 真弓 委員 高沢ゆみか 委員 田窪 和美 委員
柳沼 智宏 委員

[配布資料]

資料1	令和8年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
資料2-①	北区子ども・子育て支援総合計画2024(次世代育成支援行動計画 令和6年度実績)
資料2-②	北区子ども・子育て支援総合計画2024(子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績)

資料 2-③	北区子ども・子育て支援総合計画 2024（子どもの未来応援プラン（子どもの貧困に関する指標） 令和6年度実績）
資料 3	子どもセンター及びティーンズセンターのあり方検討結果について
資料 4	北区立赤羽児童館への指定管理者制度導入について
資料 5	区立桐ヶ丘南保育園の閉園について
参考資料	委員名簿・事務局名簿・座席表

【事務局】

定刻になりましたので、令和7年度第2回子ども・子育て会議を開会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第7期最初の子ども・子育て会議でございます。

なお、子ども・子育て会議は毎回傍聴席を用意しております。委員のみなさまにもご承知おきいただければと思います。

【事務局】

それでは、続きまして、次第の2「第7期北区子ども・子育て会議委員紹介」でございます。第7期最初の子ども・子育て会議でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただければと思います。本日配付の委員名簿の順にお名前を読み上げますので、恐縮ですがその場でご起立いただけますでしょうか。なお、ご挨拶につきましては、時間の関係上割愛していただければと存じます。

一委員紹介・事務局紹介一

【事務局】

それでは次第の3にまいります。会長・副会長の選出です。子ども・子育て会議では、『東京都北区子ども・子育て会議条例』第6条に基づき、会長と副会長を委員の互選により選出することとなっております。

一会長・副会長選出一（石黒万里子委員が会長に、平野順子委員が副会長に選出）

【会長】

それでは、次第の4、『子ども・子育て施策等に関する報告事項』ということで、（1）令和8年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

一資料1説明一

【会長】

ありがとうございます。それではみなさまから何かご意見等ありますでしょうか。

【会長】

それでは次第の4（2）北区子ども・子育て支援総合計画2024の令和6年度実績について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

一資料2①②説明一

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、質問等ありますでしょうか。

【委員】

5ページ、1-2-1「学力フォローアップ教室」について。学校によっても異なるかもしれません、補習内容は、算数と国語。国語は漢字の読み書きが中心で、教員が用意した1～2学年下の内容のプリントを渡して解くことを繰り返しています。講師1人に対して生徒3人程度と少人数対応ですが、集中が続かず用意されたプリントに取り組むことができない子や問題が解けなくて放棄する子もいます。より少ない個別指導が必要な子どもへの対応を検討していただきたい。学習のつまずきは、算数の場合、かけ算（九九）あたりで始まっており、漢字は字を書くことの習慣がついていない印象です。補習は小学3年生からではなく、小学2年生からの対応が効果的だと思います。また、高学年に対しては、学力の差が大きいので個別指導も取り入れると良いかと思います。5ページ、1-2-2「学力パワーアップ事業」について。具体的にはどのようなことなのか、教えてください。

【会長】

はいお願いします。

【事務局】

学力パワーアップ事業は、子どもの学力向上や定着を目指すものです。区独自の学力調査の実施、これは小学校2年生から中学校3年生まで実施します。対象教科は、各学年で異なります。また、学力パワーアップ講師や学級経営支援員等の人的支援です。これは、北区はかなり充実しています。学力低位層のフォローのために、小学校において3年生以上を対象に補習教室を週1回程度実施しています。教室に通ってほしい子どもには学校から声掛けをしています。さらに個別に応じた指導ができるとよいと思いますので、頂戴したご意見は今後の参考にさせてください。以上です。

【委員】

はい、ありがとうございます。次 11 ページ、1-4-1「子どもの権利保障に係る普及啓発の実施」について

①小中学校で実施されたとのこと、全ての子どもに受けてほしいです。

「子どもの権利委員会」でも、子ども委員から「この条例が多くの子どもや大人に十分に知られていない」ということが指摘されています。「この委員会に関わっている自分たちは知っているが他の子どもたちは全然知らない。保護者や地域への周知も不十分である」「きっと学ばないと、理解はできない」という意見も出ています。

②広報物等の配付等について。「北区子どもの権利と幸せに関する条例」のWebハンドブックを年代別に、5種類制作したことですが、紙の冊子のハンドブックの発行はあまりに少数で、区役所や図書館で配架されていません。それでは一般区民が手にすることができず、そのWebを見るということにもつながっていません。例えば、大人向けのハンドブ

ック、印刷したのは 250 部とのことでした。2 年目の今年度、そのための予算は昨年度ほどにもつかなかったのか、「会員全体の啓発のために手に入れたいと子ども未来課に度々問い合わせているが、未だ手に入らない」という声が上がってきてています。来年度は、その予算を是非つけていただくよう、お願いします。

③情報発信について。11 月の「秋のこどもまんなか月間」に併せ、児童館祭り等の子ども向けイベントで普及啓発。昨年度は、実際どのように行われたのでしょうか？ そういった、子どものためのイベントの会場で、条例を紹介するハンドブックを持ち帰ってもらえると、いいきっかけになると思います。今年度は、どのように行われるのでしょうか？ ハンドブックにとどまらず、出前講座で使えるような副読本を作成していただきたい。8 ページ、令和 2 年から渋沢栄一のことを紹介した副読本が、小学 3 年～6 年、中学生の一人一人に配布されて、学校で使われているとのこと。子どもの権利について学べる副読本を作成していただきて、学校で、子どもたちがそれを使って学べるといいと思います。子ども条例を制定した場合、およそどこの自治体も、紙媒体のリーフレットを作って、配布しています。例えば葛飾区、令和 5 年 10 月に「葛飾区子どもの権利条例」を施行した後、まもなく啓発用リーフレットを作成。区のホームページで、配架場所がこと細かく紹介されています。区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、健康プラザ、保健センター、男女平等推進センター、その他、スポーツセンターや児童館など、様々な場所があげられています。また、子ども向けのリーフレットは、区内小・中学校に在籍する児童・生徒へ、学校を通じ、施行半年後の令和 6 年 5 月には、配付したこと。ご参考までに。

【会長】

はい、ありがとうございました。事務局からお願いします。

【事務局】

様々多岐に渡りましてご意見をいただきありがとうございます。学校出前講座については、令和 6 年度は区立の谷幡小学校、明桜中学校、私立の星美小学校で実施をしたところです。今年度は、小中学校合わせて 5 校への出前講座の実施に向けて検討を進めております。広報物等の配付等については、11 月に、中央図書館との連携により、企画展の展示、図書の紹介・PR を行っていくとともに、北区ニュースを積極的に活用し、情報発信を行っていきます。条例ハンドブックについては、今年度増刷を行っており、必要に応じて配布を行っていきます。また、副読本についてのお話がありました。こちらにつきましては、教育委員会と連携し、研究を進めていく予定です。

【会長】

委員よろしいでしょうか。

【委員】

副読本の件、よろしくお願ひいたします。つづいて、12 ページ、1-5-2 家庭教育力向上プログラムについて。③家庭教育力の向上プログラム、生活習慣の確立に向けた支援事業の推進の実績は「-」となっています。実績がなかったのでしょうか？

【会長】

事務局お願いします。

【事務局】

1-5-2 家庭教育力向上プログラムの③以外の事業の記載が③の事業を包含しているものでございます。

【委員】

たとえばどこで記載されているのですか。

【事務局】

生涯学習・学校地域連携課が事業を実施しておりますので、教育委員会からお答えします。主な事業としては、家庭教育学級として、子どもの保護者などを対象として事業として、小学生親コース、小中学生親コースなど、対象を分けたコースを設定した子育て支援に関する事業などを実施しているほか、PTAに対する活動支援としての研修会の実施なども、「家庭教育力向上プログラム」として位置付けています。

【会長】

委員よろしいでしょうか。

【委員】

そういうことはどこに書いてあるのですか。

【会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局】

本日の資料には、あくまでも包括した事業として掲載させていただく体裁をとっておりますので、詳細の記載はありませんが、先ほどの子育て支援に関する講座や、PTAに対する支援など、細かい事業を多く実施していることもあり、記載のボリュームなどから、今後の掲載方法については、事務局と相談させていただければと思います。

【委員】

はい、じゃあ質問してお答え頂いたので、よかったです。

⑥メディアコントロール：1-5-9 にも「メディアコントロール」とありますが、いずれも内容は「SNS 北区ルール」の配布や北区ホームページで公開となっています。紙を配ったりネットにあげたりするだけでは、効果がでると思えません。

SNS の年齢制限について、LINE を除く主要な SNS では、13 歳未満の子どもの利用を禁じています。LINE を含め、SNS の利用は 16 歳以降が、世界基準となっています。今

や、小中学生にスマホを持たせる国はデジタル後進国と呼ばれている。

子ども達には、SNS 利用がもたらす健康被害・犯罪の実態を伝えてほしい。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。SNS 北区ルールは作成し、WEB 上に公開したり、配布しているだけではなく、作成の段階から子どもたちは当然ですが、教員や保護者に対しても意見を聴取し、一緒に作ってきたもので子どもたちだけではなく、保護者が関わっているという点は特徴的だと思います。一人一台端末を活用し、デジタル活用を行っていく中にあって、利用を禁止する。という考えは教育委員会にはありませんが、様々な場面や授業、生活指導などを通じて SNS の利用やネットリテラシーに関する指導などは行っているところで、今後も実施してまいります。

【会長】

委員いかがでしょうか。

【委員】

13 ページ、「ホップ・ステップ・ジャンプ教室」について。1-5-14 「不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた支援」について。

「校内別室指導員配置事業」：研修など指導員のフォローはされているのでしょうか？

P 4 8 14 で、小学校・中学校の不登校者数は小学校 243 人(1.69%)、中学校 309 人(6.53%)とありますが、ホップステップ・ジャンプ教室の登録数は小学生 20 人、中学生 34 人です。この差は、例えば校外別室指導の「ありおーそ」やバーチャルルーム「ステラ」などの新しい事業への参加で埋められているのでしょうか？これらの事業への参加人数を教えて下さい。1-5-16 「子どもと家庭の支援員」について。「全 45 校で実施」とありますが、利用している家庭数を教えてください。

【事務局】

はい、ご質問ありがとうございました。

今年度は、中学校全校で校内別室、保健室とは別の子どもたちが居場所として利用できるところを整備いたしました。そこに 1 日 1 人の支援員、それが有償ボランティアになりますけれども、その職員が配置されています。研修ということではやはり隙間時間を見つけて皆さん支援していただいているので、なかなか顔を合わせる機会がなくてとか、それから情報共有が難しいなども挙げられています。その者たちをつなぐ役割といたしまして、巡回教員という不登校巡回の教員がいます。その教員やそれから今年度新たに巡回指導員、不登校巡回指導員というものも配置いたしました。その者に困ったこと、それから状況などを伝えていただいて、その結果を教育総合相談センターのほうに持ち帰っていただいて情報共有をしているということになりますので、様々な課題あるかと思いますが、その辺りを使いながら人材育成に今後励んでいくという運びになる予定でございます。

子どもと家庭の支援員ですが各校に支援員が配置されるような形になっています。学校ごとにその支援員を募集して利用していますので、延べ数ですとかなり人数はいらっしゃ

います。その方がやはり週に1回ですとか週に2回ですとかということでその方の隙間時間で、また学校を併用した形で利用していらっしゃる方もいらっしゃいますので、ちょっと1人のご家庭に対してという計算、計上の仕方はしていません。そういった関係で、45校に実施という形になってございます。

【会長】

委員、いかがでしようか。

【委員】

ありがとうございます。人数がなかなか分からぬということでしたが、ただ始まつたばかりの事業なのでなかなか周知もこれからというところかもしれません。いろいろ選択肢があって、地域の住民の方の隙間時間を利用していろんな方に助けていただいているというのは、とてもすばらしいかなと思います。次、14ページ1-5-18、女性のためのLINE相談の学生の数が9件とありますが、スペースゆうでは「にじいろ電話相談」という事業もやっていて、こちらは学生の利用がないのかという質問をしたいと思います。

【会長】

いかがでしようか。はい、事務局お願ひいたします。

【事務局】

今日、担当課長がいませんので、質問があつたことをお伝えして後日回答します。

【委員】

もし、「にじいろ電話相談」にも学生の方の利用があつたら、ここにも載せたほうがいいかなと思います。知らない方も大勢いるので、そういう相談もできるということで。

次が同じページで1-5-20の心と体を守るための性教育の実施についてですが、外部講師の産婦人科のお医者さんを呼んできて、中学校3校で実施されたということで北区でもこういう事業が始まったということが団体としてもすばらしいことだと感じていますが、これをやはりもっと広げて、区内全部の中学生がこういった授業を受けられるようになるといいなと思います。

それから、1-5-21、デートDVについての啓発ですが、少しずつこのDV講座を実施している学校が増えているような気もしますが、本当に少しずつで、なかなかこう全部の学校で実施するところに行き着いていないので、そういうことを目指して広報などをしていただければいいんじゃないかと思います。区立の中学校で、デートDVの講座によって被害者だけじゃなくて加害者にならないという目的もありますので、中学校の先生方、いろいろ行事も授業もあって大変かと思いますが、こういった講座をぜひ実施していただきたいと思います。ここに委員の方がいらっしゃるので、お願ひしておきます。

【会長】

ありがとうございます。

14ページの1-5-20、21あたりについてのご意見いただきましたけれども、いかがでしょうか。事務局、お願ひいたします。

【事務局】

まず、性教育につきましては、今年度ここに記載した実績以上のものになるようちよつと取り組んで参りたいと思ってございます。ありがとうございます。それからデータDV、担当課ではないんですけども、ちょっと補足しますと、学校のほうでも講座は使わなくてもこの内容についてはやっぱり触れているような形で授業等で行っていますので、この点につきまして触れたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

委員、よろしいですか。

【委員】

そうですね。こういうデータDVの授業はNPOがよく専門的な研修を受けさせて講師を養成しているので、そういう方にお願いするのが一番だと思います。学校の先生方にそこまで要求するのは難しいかなと思います。学校の先生方は特に教科の教育のほうで頑張っていらっしゃると思うので、ぜひそういう外部の団体の方にお願いしたいところです。

それでは、15ページの1-6-3、スクールソーシャルワーカーの配置についての意見なんですが、全中学校区に各1名と拡充したとはいえ、これ自体はいいことだと思うんですが、総数6名で相談件数が258件、活動件数が1万1,024件となると、やはり人数が少なすぎだと思います。やっぱり一つ一つの件について丁寧にやろうと思うと、なかなかこの時間内に終わるのは難しいかと思いますので、増やしてほしいと思います。

【会長】

事務局、いかがでしょうか。はい、お願ひいたします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。この計画に載っている数は6名ということになっていますが、それぞれのサブファミリーごとに1名の配置を目指しまして、計画的に増員を図りたいという希望を担当課では持っています。そのこともあり、また児童相談所の関係もありということで相談件数も伸びてきていまして、今年度は2名増員の8名の体制で実施している状況になっています。

やっぱり計画的に段階を経て人材を育成しながら増やしていく必要性があるので、なかなか一気に数を増やすということがなかなか難しくて、人材育成ということではそれぞれSVの大学の先生などを用意して直接的にケースワーク、それから社会資源の活用などについて丁寧に個別に指導を受けて、それから事例検討なども通してかなりスキルは上がってきてているかなと担当課では思っています。

また、スクールソーシャルワーカーさん、学校に訪問する際には今年度は必ず校内委員

会というところに出席をしてその学校の困り感というところを受け止め、その中で早期にケースのほうにつなげていけるようにということで、学校の先生方と協力して連携が取れつつあるのかなと思っています。なかなかスクールソーシャルワーカーさんお一人の職種で実際広げていくということはかなり難しいと思いますので、やはりいろんな職種の方と連携を取りながらやっていく必要があるかなと考えているところです。

【会長】

はい、ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。2名増えるということで大変良かったと思います。

16ページ、1-6-9、子どもセンター、子ども・ティーンズセンターへの移行について、令和9年度全児童館を子どもセンターか子ども・ティーンズセンターに移行するということで、今後学童期の子どもたちは児童館が利用できず、各学校のわくわく広場しか利用できないということになります。児童館の良さというのは、他の学区域の子どもや幼児から中高生とも関われるということもあります。わくわく広場ではそれができません。施設の規模もわくわく広場は1部屋に大人数で非常に窮屈だという声を子どもたちからよく聞きます。なんとか子どもセンターでも小学生の受け入れを続けてほしいというご意見が出ています。

それと1-6-10、子ども・教育に関する複合施設の整備の今後の見通しというのは多少変わったでしょうか。教えてください。

【会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

まずは子どもセンターとティーンズセンターの移行に関することでご質問いただきましたけれども、まず、この移行によって子どもセンター、ティーンズセンター、これ児童館のことですが、児童がこちらの児童館に来られなくなるといったことは一切ございません。子どもセンター、ティーンズセンターになったとしても引き続き、子どもセンター、ティーンズセンターをお使いいただけますので、そこは少し誤解があるのかなと思ってございます。以上でございます。

【事務局】

前回の子ども・子育て会議のところでもご説明しました。現在も検討は進めているところで、ちょっとまだこちらでご報告できるような内容ではないというところで、引き続き早期にご説明できるように準備をしているというところでございます。

【委員】

分かりました。じゃあ小学生はこれからも子どもセンターに行っていいということです

ね。はい、ありがとうございます。伝えます。

それから、次 29 ページ、生活困窮・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業、4-3-4、4-3-5。小学生と中学生とも 9 教室ありますが、所管が異なっています。連携はどのように取っているのか教えてください。

【会長】

事務局、いかがですか。はい、お願ひいたします。

【事務局】

中学生の部分は子ども未来課のほうで担っていますが、生活福祉課で実施している部分については、その授業のやり方についてはこれまでいろいろなところで指摘を受けているというところで、小学生のほうの進め方については、内部でいろいろ研究をしていると伺っているところでございます。

引き続き、小学生にもちゃんとそういったところの機会ができるように準備が整えられればと考えているところでございます。

【委員】

小学生にも何の準備が整えられるか。

【事務局】

学習の機会、そういったものを生活困窮をしている世帯のお子さんにも学習の機会が保証できるような環境が整えられるというところでございます。

【委員】

連携について聞いているのでして。

【事務局】

互いに情報交換をしているというところで、具体的に授業自体の連携というのは特段していないところでございます。

【委員】

じゃあ、所管は違っているがそういう情報交換はしているということでよろしいんですね。

それから 47 ページ、こここの 7 番の子どもの朝ごはん摂取率というところですが、小学校 2 年生でも朝ごはんを食べていない子がいて、年齢が上がるにつれて摂取率が下がってくる。中 2 の女子は 76.4 % なんですね。学校給食が 12 時半前後なので、朝食抜きの子というのは前の日の夕食から半日以上何も食べずに学校で授業を受けていることになります。人数が結構な割合だと思うので、何かこう手立てを考えなくていいのか、なんとかしなくちゃいけないんじゃないかという意見が出ていますが、どうしたらいいでしょうね。どうでしょう。

【会長】

事務局、お願いいいたします。

【事務局】

これは全国学力学習状況調査の児童質問紙から小学校6年生の結果です。

区としましては、委員がおっしゃられたところは課題だと感じています、北区の子どもの特徴的なところの一つに、課題なんですけども朝ごはんの摂取率というのが若干やっぱり東京都に比べると低いのではないかということは課題意識は持っています。

どうしてこの部分がこのような結果になるかということについては、今後も検討というか協議が必要になってくるところにはあるんですが、どうも、これは個人的な見解なんですが、北区の子って、言葉は悪いんですけどお勉強よくします。かなりしていまして、そういったところも何かしら影響が少し出ている部分にはあるんじゃないかなと個人的にはちょっと感じているところあります。例えば、かなり夜遅くまでお勉強しているのではないかということ。

ただ、こういったところは各学校の保健室の先生がいるんですが、こういったところで保護者と情報を共有する会議体もありますので、この辺りは有効に少し活用していきたいと思ってございます。以上です。

【委員】

地域で子ども支援の活動をしていて、10月1日がたまたま子ども食堂の開催日でいつもの時間に開始したんですが、都民の日で学校がお休みだったんですよね。ちょっと私たちうっかりしていて、ああ、休みの日だったらランチ会にすればよかったねって。来年は考えようとしみじみ思って。なんかかと言うと、朝から何も食べてないって子がいたんですよ。家庭の事情、ネグレクトの家庭もありますしね。お金渡して親が仕事に行った後、そのお金でご飯じゃないものを買う子もいるようです。

それから先ほど夜遅くまで勉強している子の話も出ましたが、結構ゲーム依存の子が多くて、ゲーム依存で入院する高校生もいます。だから、夜遅くまでゲームしているとかSNSやっているとかという子どももたくさんいるなという気がします。

睡眠が足りてなくてご飯が抜けていると、せっかく授業を聞いてもなかなか頭に入らないんじゃないかということも非常に心配なところです。

いろいろありがとうございます。以上です。

【会長】

よろしいですか。

それでは、ほかの委員の皆様ご質問やご意見等はいかがでしょうか。

【委員】

いつもありがとうございます。

資料番号だと15ページ、1-6-4、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の

一体的推進というところに少しご意見を述べたいと思います。コミュニティ・スクールについては、北区のこれから増やしていくところ、全体の率よりもまだまだ率としては低いのかなと思っていまして、これからどんどん北区でも増えていくんではないかなと思っているところです。

その上で、コミュニティ・スクールと言ったときに北区にはすでに何校か実施されているところもあるんですが、なかなかうまく機能しているのかしてないのかというと、あまり機能していない部分もあるのではないかと肌感覚として P T A のほうでも感じているところがあります。ただコミュニティ・スクールでもってやっぱり学校と保護者と地域がしっかりと連携しながらみんなで子どもを育てていくんだという観点、非常に大事なところだと思っていますので、今後はもう成功事例みたいなので、例えば違う地域、エリアとの交流会ですか、例えばその区内で成功した学校があるのであれば、そことの意見交換会ですか、何かそういった。もちろん地域って言った時にいろんなもうそれぞれの地域のカラーだとか特色とかってあると思うので、全く同じことはできないにしても、なんかそういう交流会、意見交換会みたいなものができるようになってくると、何か一つのヒントになっていくんではないかなと思っていますので、ぜひそういったことも含めて推進していくいただけるとありがたいなということで、質問というよりは意見ということになってしまって恐縮ですけれども、一言述べました。よろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございます今、15ページの1-6-4、コミュニティ・スクールについてご意見いただきましたけれども、事務局からいかがでしょうか。

お願ひいたします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

今委員がおっしゃったとおりにしていくような形で、ご意見はすごく参考になりました。そういった視点があるんだなということあります。

今、委員もご承知のとおり、滝二小学校で研究を、区としてコミュニティ・スクールをどのように進めていくかということを研究しています。ですので、その中でも今のご意見を踏まえてできることを少し取り入れながら、拡充というかコミュニティ・スクールの制度の充実につなげていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。よろしいですか。はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様は、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

じゃあ、お願ひいたします。

【委員】

私のほうでお伺いしたいのは、4-2障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援、27ページからの項目になりますが、まず4-2-5、特別支援教室における指導

の充実というところにおきまして、専門性の高い教員の巡回支援となっており、この障害というのはいろいろな種類があり、それぞれ同じ障害だったとしてもいろいろな特性があると思います。その子どもたちに対して、こういうふうにしたほうがいいよという支援のアドバイスをするのに、巡回という回数で本当にその子どもたちの特性だったり対応方法というのを見極められるのかというのを少し疑問に思っています。

もちろん、その専門性が高いというのがどこまでのレベルなのかというのはあると思いますが、専門性を持っている人の人数が少ないというのもあると思っており、希望として常駐で1日長い時間しっかり観察してどういう特性を持っているからこの子にはこういうふうにしたほうがいいと、アドバイスしたほうがいいと思います。

これに関して巡回というのはどのぐらいの頻度でやられているのかというのと、今後その数に対して増やしていくということを検討しているかどうかというのをご意見を伺わせていただきたいなと思いました。

【会長】

ありがとうございます。ただいま4-2-5、特別支援教室における指導の充実について、委員からご質問ご意見をいただきましたけれども、事務局からはいかがでしょうか。お願いいいたします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

専門性ということでしょうか。ちょっとすみません。

こちら特別支援教育の巡回ということでまとめていますが、小学校中学校におけるということであれば特別支援教室という制度がございます。

その中では、お子さんが在籍する通常級にいて、週に1回程度ですけれども、巡回指導員がその学校に出向いていて、その教員が取り出して指導をするといった制度が、東京都の制度がございまして、それが特別支援教室というものがあります。それがなかなか分かりにくいので、通常巡回という形でご紹介していました、北区ではかなりの人数がご利用されていました、細かい詳細、約700名程度以上年間で利用していました、特別区の中でも群を抜いて利用者数が多い状態になっています。

【事務局】

人事面を所管していますので、私のほうから簡単で恐縮なんですが。

専門性ということにつきましては、専門性のある人が基本的には配置されています。北区におきましては教員のほうが動いて各学校に指導に行くという巡回型を取っているわけなんですけども、専門性はあると考えています。

そういう方がいるんですが、日々やっぱり情報が変わっていくので求められるスキルも変わっていきますので、この点につきましては特化した特別支援教育に関する研修を行っていますし、教員独自でも北区内で教育研究会というところで研鑽を深めているということです。

回数につきましては、教員の数とあと子どもの数がありますので、当然そこを加味した

回数が当然決まつてくるわけなんですが、委員おっしゃられるように、国レベルでも回数についてはどうなんだということが今議論されていまして、もう少しその大きな流れをちょっと注視していきたいなと思っています。以上でございます。

【会長】

委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。
ほかの委員の皆様はご質問やご意見等はいかがでしょうか。

【委員】

ページで言うと、13ページの1-5-13と1-5-14で先ほど、不登校子どもに向けての学習支援の教室だったりを作つて20名ほど参加されているとの意見があつたんですけど、それ以外の新しくできた授業への参加の割合であつたりとか、あとはその不登校の子どものどういったニーズ、例えば朝起きられないとかだつたりとか、あとは生活リズム・人間関係だったりいろんなニーズがあると思うんですけど、そういうものに対応する各そのニーズに対する政策というものが今後できているのかとか、あと現状設置できているのかというのについてご意見を伺いたいです。

【会長】

はい、ありがとうございます。13ページの1-5-13、14あたりに委員からご質問いただきましたが、事務局からいかがでしょうか。

【事務局】

先ほど別の委員から不登校の事業に関する利用人数について答えられなかつたところがあるのでお答えします。例えば校外別室、学校に行くことができないけど学校じゃないところに行けるよという場合は、児童館3か所に協力をしてもらい校外別室の「ありおーそ」と言う事業を行つています。赤羽がだいたい60人ちょっとぐらい。田端は十数人。王子ですと70人くらいが今来ています。

今、委員のほうからおっしゃられた不登校になる要因としてコミュニケーションが課題なのか、例えば朝起きれない、生活習慣が課題なのか、それぞれに応じた支援策やサービスを構築するというよりも、今北区はさまざまな居場所づくりを重層的な支援という考え方で進めています。具体的には、学校の中の別室とか、学校には行けない人には児童館とか、学校には行けないけれども勉強を頑張りたい子には、ホップステップジャンプ教室という形で居場所をつくつたり、バーチャルの居場所を作つたり、大学にもご協力いただいて大学の中に居場所を作つています。いろいろな居場所を作り、子どもたち自身に選択をしてもらって、どこか1か所に行ってもらう訳ではなくて、例えば月曜日はホップステップジャンプ教室、火曜日はありおーそ、この日はバーチャルにするみたいな形の選択肢を増やすというのが今の基本的な考え方です。

ただ、今おっしゃられたような事象別・課題別のアプローチとか自分の悩みに対して相談に乗るというのは、教育総合相談センターのほうで様々な相談を受けていますが、不登校の子どもたちだけではなく、保護者も同じような形で悩まれるので、保護者に対する相

談を充実することができないかということを今考えています。

【会長】

委員、いかがですか。

【委員】

回答ありがとうございます。

複数の、そのいろいろな地点を用意しているとそこに合うものを選んでもらうという形はとてもいいと思うんですけど、その一方で、各サービスがどういったサービスをやっているかというのを各家庭が把握できているのかというのはちょっと疑問には感じました。

【事務局】

おっしゃるとおり、広報とか周知って課題ですよねといつもご意見をいただいていて、僕らもそう思っています。

学校を通じてそういうふうにお知らせをすることも最近力を入れていますし、紙の部分とかでも、今ちょっと絞らせていただいているんですけども、その不登校とか、ヤングケアラーとか、区として重点的に対応したい区の事業については、紙をちょっと使いながら周知をしています。今後の状況も見極めて、ここについては紙媒体の活用が有効だとか、今若い方はＷＥＢで調べるほうが圧倒的に多いので、今はＷＥＢ側に寄せて今仕事を進めている状況です。周知については僕らも悩んでいますが、いろいろちょっと試していきたいとは思っています。ありがとうございます。

【会長】

委員、いかがですか。

【委員】

ありがとうございます。

もう1点、10ページの1-3-15と1-3の16。モニター会議というものが行われていると思うんですけど、こちらの会議のテーマの設定というのはどちらの方が行われているのでしょうか。

参加者の中学生、高校生だったりが自分たちでこういうテーマをやりたいと設定しているのか、それともその運営されている方が設定されているかによっては、例えば子どもがこういうことに参加してみたいけど自分の思ったテーマじゃないみたいなことが想定されると思うんですけど、子ども権利とかに関してもその視点から見てこういうテーマの設定はどうやって行われているか、伺いたいです。

【会長】

お願いいいたします。

【事務局】

区長室の事業ですが私のほうからお答えしますと、事前に区の区長室が今年のモニターミーティングをやるのにあたって各所属のほうでどういったところを子どもから意見を聞いてみたいかというのを図る中で、例えば意見を聞きたい所属が手を上げてこういうことを聞きたい、そういう中で調整を図って区のほうで一定程度テーマを示してそれで会議を開くという流れになっています。

今いただきましたそういうテーマは自分はという、そういうお子さんも、児童生徒もいるかもしれません、現状はこれですけど、ただ今いただいた意見というのは1つのあり方だと思うので、またそういう子どもの意見を聞くような場の会議の設定の仕方については、区長室とも相談をしていきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。委員、それでよろしいですか。

ありがとうございます。ほかの委員の皆様からご意見やご質問等はいかがでしょうか。

【委員】

2点教えていただきたいことがあります。

17ページの2-1-3、保育の質の向上に向けた取組というところなんですかけれども、こちらの実績を拝見しますと、補助金ですか支援金を実施したと記載がございます。ほかのところを見ますと、そうやってこう補助金を出したといったところには金額が記載されていましたりとかするところもあるんですが、こちらは何か実施したということだけしか記載されていないのでお伺いしたいのですが、こういった保育者に支出する補助金的なものというのは、ここ数年の傾向として何か増えているとか、あるいは維持されているとか、減少傾向にあるとか、そういう傾向があるのかどうなのかということが1点と、もう1点はちょっとこれ私は知らないので教えていただきたいのですが、ここは保育所職員等ということが対象になっているんですが、北区さんには幼稚園も私立幼稚園さんもあると思うんですけど、幼稚園のほうにはこういった補助金があるのかどうなのかということをちょっとお伺いしたいと思います。と申しますのは、私も普段保育者養成に携わっていまして、学生たちが年々、本学の場合はすごくたくさん保育者になっていき、かつ北区で働くという卒業生もたくさんいるんですが、やはり何というかこう責任の重さと待遇といったところですか、いろんなことがこう求められる現代において、入った後の研修ですかキャリアをどのようにしていくかということを大変不安に思う学生がすごく年々増えていまして、その辺りでこういったその北区ではなんかこういう流れにあるよということが分かるとよいかなと思いました、ご質問させていただきました。

【会長】

はい、ありがとうございます。事務局からはいかがですか。

【事務局】

まず1点目、今回実績のところにいわゆる私立保育園さんに対する各種補助金、具体的な金額とかは載せていないところは、具体的には数字としては持つておるんですが、この

補助金 자체がご存知かもしれないがかなり複雑、多岐に渡る、いうものでございます。

今回項目としては保育の質の向上に向けて取組という中で、その中の一つというところでございまして、保育の質、これ一言で言うと簡単なんですけども、保育の内容もそうですしごとく施設のハード面、それから特に人材ですね。この人材というところも、特に保育所については今回お示したように、保育士さん特に人材不足、こちら例えばA IとかI Tとかで代替できるものではないというところもございますので、特にこの保育人材の確保・定着、こちらがやはり保育の質向上の土台にあるということもございますので、今回実績の中では特にそこに資するような内容を書かせていただいてございます。

こういった国の補助金とか東京都の補助金、こういったものを活用させていただいてございますが、傾向としましては、今回国で言いますと令和7年度から4か年かけてというところで、保育政策に関する新しい方針というところで保育の量から質へと大きな転換をということで示しているところでございます。

そういった中では、例えば、今回の実績は6年度ですので書いてはございませんが、例えば1歳児クラスへの保育士配置、1対6から1対5への促すという加算ですね、公定価格の加算とかそういったものも増えてきてございます。

現場としてはかなり補助金のメニューが充実はしているかなというところで、ただ、条件がいろいろございますので、全ての園が無条件に該当するというものではないので、傾向としてはメニュー、現場としてはなんか複雑になっているかなというところは若干感じつつも、統合できるところは国としては統合しているかなと思ってございます。

ただ、やはり集中的に資源を、特に財政的なところですね。集中的にしっかりとはじめ込んでいく、投資していくという考えが、実際の細かい作業を見ていても諸条件のところですが、しっかりとやっている園にはしっかりと支援していくといった傾向かなと捉えてございます。

【事務局】

まず私立幼稚園の中には認定こども園をやっている私立幼稚園とちょっと2種類大きく分かれるところなんですねけれども、ここに書いてある保育士宿舎借上げ、こちらについては認定こども園についてはやっていると。私立幼稚園については出ないという扱いになってございます。

また、このキャリアアップ支援、キャリアアップの補助金ということで支出向上という視点から行くと、区のほうでは園の規模に応じて、支出向上、研修費用等に充てるための補助金、これは私立幼稚園、認定こども園両方に支出をしています。それと、また東京都のほうでもまた別枠で補助というのをやって、そこの詳細についてはここでは私は把握はしてないんですが、そういう類の補助があるということは認識しています。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

ありがとうございます。私立幼稚園は、同じ子どもを預かる施設として教諭には一切出

ないんですね、借上げが。保育園さんの保育士さんには借上げの補助が出ています。この会議でそのような発言をいただきまして、心強く、ありがとうございます。

【会長】

委員のご意見について、よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかの委員からご質問やご意見等はいかがですか。

【委員】

私から 1 点だけお聞きしたいんですけど、11 ページの子どもの権利条例に関しまして 1-4-2 ですね。本当にこの子どもの権利条例の制定には、委員の皆様本当にありがとうございました。

その中で、この権利擁護委員の設置の中で令和 6 年度の相談の件数が 10 件ということが記載されていますが、差し支えない範囲で構いませんので、ここの中の内容というのが、例えば 2、3 個のグループに分けられるのか、10 件とももう相談内容が全然異なっているのか、あるいは子どもからの相談なのか、親からの相談なのか、地域からの相談なのか、もしその辺、本当に差し支えない範囲で構いませんので教えていただけたらなと思います。

【事務局】

今年度 10 件ということで、委員のお気遣いのとおり確かに内容については触れづらいところではありますが、大きくなくくりとしてはやはり子どもからと子どもの保護者からと分けることができるかと思っています。

それと、内容につきましても意見として声を上げておきたいというだけの方と、本当の困っているという相談の 2 種類に分かれてくるかなと思っています。本当に困っているという相談はやや少ない。どうしても、心情の吐露というか気持ちを吐き出したいという相談も多くあるというところでございます。

【会長】

委員、よろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からご意見やご質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(3) 子どもセンター及びティーンズセンターのあり方検討結果についてと、(4) 北区立赤羽児童館への指定管理者制度導入について、事務局から報告

をお願いいたします。

【事務局】

私のほうから、報告事項の件についてご報告をします。

まずは、報告事項「子どもセンター及びティーンズセンターのあり方検討結果について」ご説明をします。資料の3をご覧ください。これは、令和7年の北区議会第1回定例会で報告したものでございます。今年度に入りまして、地域の皆様で構成される児童館運営委員会で順次ご報告をして、全20館での報告が完了いたしましたので本日報告をするものでございます。少々お時間をいただくことになるかなと思います。

まずははじめに、1の「要旨」でございます。補足をしながら、ご説明いたします。

子どもセンター、ティーンズセンターなんですが、子どもたちを取り巻く社会状況の変化を受けまして、平成24年度を皮切りに何度か今後の在り方を区で検討してきた経緯がございます。ここ数年は新型コロナなどの影響もありまして目立った進捗はなかったというところですが、令和5年度に策定されました北区経営改革プラン2024において令和6年度に再度検討することが明記をされました。

そこで令和6年度、昨年度に区内部でその検討を行いまして結果がまとまり、かつ議会での報告を行ったという次第です。

次に、2の「検討の背景及び視点」でございます。7点ほど挙げています。

一つ一つの説明は今回割愛をしますけれども、一言で言えば、最初のあり方検討、これ平成24年度と申し上げましたが、これを作成した時からの状況の変化ですとか、それから昨今の社会情勢、これを踏まえたということでございます。

そして、このような背景、視点を踏まえて検討を行った結果が資料3別紙の資料になります。恐れ入りますが、資料3別紙のカラー刷り資料をご覧ください。

まず1枚目でございます。

児童館は、先ほども出ましたが令和9年度から全て子どもセンターまたは子どもティーンズセンターという名称に変わることになるため、それに向けて役割の再整理ですとか、適正配置ですとか、指定管理の導入、こちらについて令和6年度に検討を行いました。ご存知のとおり、一部の児童館については既に子どもセンターという名称に変わっていますので、名称変更の日を境にこの子どもセンター全体の来館者の構成ですとか施設の性格、こちらが大きく変わることはないと思ってございます。

しかしながら、子どもセンターまたはこの子どもティーンズセンターが本来目指すところからしますと、乳幼児親子または中高生が来館者の大半を占めるだろうということが予想されます。したがいまして、この両グループのニーズに応えていくことが今後の北区の児童館が進むべき方向性になると結論に向けました。

では、具体的にどういったことをやっていくかですが、それが右の部分になります。

まず、主に子どもセンターにおいては日曜開館を実施いたします。これは既に指定管理館1館、十条台子どもセンターにおいてモデル実施という形で開始をしています。

それから2つ目です。児童福祉法改正により新たに入ってきた事業になりますが、地域子育て相談機関というものがございます。これは全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに一貫的に相談支援を行う子ども家庭センターという概念があるのですが、それとは別にもつ

と身近な場所で気軽に相談できるところというものです。

現在、児童館ではこどもなんでも窓口ということで予約不要でご相談に乗っていますが、地域子育て相談機関はこの事業と近いものだと認識していますので、移行を検討しているところでございます。

次に中高生ですが、やはり居場所を求める声が強いです。

それは静かに勉強できる場所であったり、友人とおしゃべりできる場所であったり、Wi-Fiが使える場所であったりと様々ですが、こういったものを整えていくこと、そして中高生世代が主体になってイベントを企画・実施したりすること、こういったことを今検討しているところです。今申し上げたこと及びあり方検討結果の全体を整理したものが、2枚目以降になっています。全体としてどのような方向性が出たかと申しますと、資料の上部に記載してある機能の強化、適正配置、指定管理者制度の導入の3点になります。

1つ目は、機能の強化です。

これをさらに分けますと、資料左下のこどもなんでも窓口を中心とした事業の充実、そして右下の居場所機能の充実ということになります。

このために、具体的に実施していくこと、または検討していくことを四角囲みの中に記載をしています。

まだ研究段階のものもあり、現在具体化に向けて検討を進めているところです。

続いて3枚目ですが、ご説明してきましたとおり、児童館としての役割は拡充の方向性ですし、また年少人口は減少局面に入っていますので、少なくとも適正配置という観点で言えば、当面は現行の20館1室維持が適当という結論に至りました。

ただし、これは無条件というわけではなく、大規模改修の時期を迎える館が出てきた場合や年少人口が急激な減少局面に入った場合などはこの方針を適宜見直すとしています。

話はやや変わりまして、令和9年度に、子ども・ティーンズセンター、いわゆる中高生のために開館時間を延長するセンターへ移行する館について触れます。

財政的な観点や人員配置的な観点を考慮しますと、まずは浮間ティーンズセンターと志茂子ども交流館に加え、中高生タイムを現在実施している3館、つまりは現時点で中高生対応のために開館時間を延長している5つの館がそのまま移行する形、これが大きな混乱もなく、妥当という結論に至りました。

続いて、③の指定管理制度の導入ですが、これは経営改革プラン2024の中でも既に謳っています、民間活力の導入という観点から、現在6館ある指定管理館を3館程度増やしてまいります。

以上が、子どもセンター、子どもティーンズセンターのあり方検討結果についての報告になりますが、次の報告事項である資料4、「北区立赤羽児童館への指定管理者制度導入について」、こちらはこの話の続きですのでこのまま続けてご説明に入らせていただきます。お手数ですが、資料4、5をご覧ください。

項目1の「要旨」でございます。今ご報告した中で示した新たに、3センター程度に指定管理者制度を導入するといった方針に基づき、現在直営で運営している赤羽児童館について、令和9年度から指定管理者制度を導入いたします。

(1)の「施設概要」についてはお示しのとおりでございます。

続きまして、(2)の「導入理由」です。3点ございます。

1つ目でございます。赤羽児童館は赤羽駅から近く、また赤羽公園が隣接しているなど区民が多数集う場所が存在し、全児童館の中でも来館者が多い館となっています。このことから、日曜会館の実施など民間事業者のノウハウを最大限活用した事業展開が期待できます。

2つ目でございます。赤羽児童館がある赤羽東地区には、指定管理者制度を導入している児童館、子どもセンターが存在していません。そこで、ここに導入することによって他地区との官民バランス、こちらを図ってまいります。

3つ目でございます。北区の児童館は近隣のわくわくひろばをマネジメントする役割も担っていますが、赤羽児童館が管轄するわくわくひろばは赤羽小学校内にあるわくわく赤羽ひろば1か所のみであることから、事業者にとっては突然複数のわくわくひろばを管轄するといった事態にはならず、連携が比較的容易であるという点です。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。

(3) の「指定期間」は、令和9年4月1日からの5年間となります。

(4) の「指定管理者候補者の選定方法」ですが、公募により選定をいたします。

それから項番2の「現況（児童館における指定管理者制度導入状況）」でございますけれども、これはお示しのとおりでございます。

最後に項番3の「今後の予定」ですが、今年の冬から、選定を始めまして、来年のこの時期に事業者の指定議決をいただきたいと考えています。その後、協定を締結。それから引き継ぎなどを経まして、令和9年4月から指定管理者による管理開始を予定しています。

以上、報告事項についてご報告をしました。

【会長】

ありがとうございます。（3）子どもセンター及びティーンズセンターのあり方検討結果について、（4）北区立赤羽児童館への指定管理者制度導入について、事務局からご説明いただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、（5）区立桐ヶ丘南保育園の閉園について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは私のほうから区立桐ヶ丘南保育園の閉園についてご説明をします。まず資料の1要旨でございます。

こちら、同園が併設されてございます都営赤羽西5丁目団地につきましては、建物の老朽化に伴います建替え計画があるというところでございます。そして、同園周辺におきましては私立保育園の誘致も進みまして受け入れ可能な定員が十分に周辺にあるという状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、令和11年度末ですので、4年半後、およそ4年半後をもちまして同園を閉園するというものです。

2現況でございますが、所在地お示しの住所地でございますけれども、赤羽自然観察公園の北側に位置します団地、この一角の1階部分に併設されている保育園となります。

(2) の定員及び在籍数につきましてはお示しのとおりではございますが、定員が合計で98名ですが、空きが22あるという状況、空きが多い状況にある現状でございます。

それから(3)、延長保育は実施していない園でございます。

3、今後の方針でございます。まず1つ目、在園児でございます。

まず卒園までの在園を保証するというのが基本的な考え方でございます。ただ、0歳児クラスにつきましては卒園が令和12年度末ということなので、最後の5歳児の年度だけ閉園の都合で桐ヶ丘南保育園に在園することができないという状況になりますので、優先的に近隣園等へご希望があれば転園が可能となるような対応をするものでございます。

続いて新規の受け入れにつきましては、当面の間、まず令和8年度でございますけども、閉園すること、これをしっかりと周知した上で全ての歳児につきまして受け入れを行うというものでございますので、2の(2)にお示しの98名定員、こちらで来年度も運営を行う予定でございます。ただ、今後の入所状況によりましては特定の歳児を絞って募集する、そういう対応も可能性としてあるというものです。

最後、4これまでの経過でございますが、お示しのとおりでございますが、9月、先月在園時の保護者説明会を行いました。こちら平日の夜間、それから土曜日の午前中、それでおよそ40名ずついらっしゃいまして、いろいろなご質問いただきました。ご不安な点もございましたので、丁寧にしっかりと説明をしましてご理解をいただいたというところでございます。私からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。

それでは皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

特にございませんか。

それでは次第の5、その他ということで何か報告等ありますでしょうか。

委員、お願ひいたします。

【委員】

開始の際に事務局のほうより机上に本学の緑苑祭のチラシを配布しました。こちら10月26日、日曜日の午前中に行うシンポジウムのご案内でございます。こちら事前申込の必要がなく、どなたでもお越しいただけますので、ぜひ、もしお時間ございますようでしたらお運びいただきたいなと思います。

講演は、こちらに書いてございますとおりこども家庭庁のほうから指針係長の本間美咲さんにいらしていただきます。そして、シンポジウムのほうは本学の卒業生で保育士3名と保育教諭をしています1名、合計4人でシンポジウムを行うということになっています。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。ほかにその他ということで何か報告等ございますでしょうか。

それでは、令和7年度第2回北区子ども・子育て会議を開会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。